

第184回  
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第9号

令和元年9月3日かすみがうら市農業委員会告示第9号をもって、令和元年9月10日(火)  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第184回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和元年9月10日(火) 午後2時開会  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	

4. 欠席委員

3番 海東 功      11番 鈴木 良道      15番 齋藤 幸雄

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫	局長補佐 山本 好徳
係長 横田 桂明	主任 水野谷 里子

6. 議事録署名委員

6番 飯田 敬市      7番 貝塚 光章

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について  
報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について  
報告第26号 制限除外の農地移動届出の受理について
- ⑤ 議案審議について  
議案第57号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について  
議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第60号 現況証明願の交付決定について  
議案第61号 農地改良協議書に対する同意について  
議案第62号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)  
議案第64号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について
- ⑥ その他

8 閉会

午後2時50分閉会



	<p>申請人は中学校を卒業後、養父の元で会社勤めをしながら農業に従事し、退職後、養父所有の農地で農業を専業としております。今回、権利関係を整理しようと申請に至りました。露地野菜と水稻を作付けする計画です。</p> <p>番号4番は●●●●から約900m西側にある鶏舎の向かいにある畑2筆になります。現況は長芋が作付けされておりました。申請人は市内で農作物の生産・加工販売を主に事業としている法人で、加工原料であるサツマイモを安定して確保するため、農業に新規参入すべく今回の申請に至りました。長芋・サツマイモを作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。委員の皆様のご更なるご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第57号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。</p> <p>(議案の朗読を行う)</p>

議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
12番 久松委員	それでは説明いたします。図面番号1番をご覧ください。 番号1番は下軽部地内にある●●●●●●●●から約700m北側にある●●●の約20m西側に位置する畑1筆になります。 こちらは第2種農地と判断しました。現況は、雑草が繁茂している状況でした。申請人は太陽光発電施設を計画しております。転用による影響はないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしく申し上げます。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。
議 長	事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
12番 久松委員	それでは説明いたします。図面番号2番をご覧ください。 番号1番は市立●●●●●小学校の約350m東に位置する畑になります。こちらは、第2種農地と判断しました。現況は庭木が定植されている状況でした。申請者は自己住宅を建築する計画です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号3番をご覧ください。 番号2番3番4番は申請土地が隣接していますので一括で説明いたします。 申請地は、●●●●●●●●から約50m南側に位置する畑3筆で、第3種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。申請人は太陽光発電施設を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件は満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしく申し上げます。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号2番、番号3番については、譲受人、譲渡人が同一人ですので、一括審議といたします。
議 長	番号2番、番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
1番 栗山委員	番号2番、3番、4番は、同じではないの。これ、脱法行為ではないの。
事務局	番号4番は、違いますね。譲り受け人が、●●●●さんという方です。
1番 栗山委員	会社と同じではないですか。
事務局	娘さんかもしれません。
1番 栗山委員	これ、許可取れないから、名前変えただけの話ではないか。
1番 栗山委員	草刈りかなんかやっていたけど、同じ業者がやっていたの。すぐそこでしょう。 ●●●●番地は、会社と同じだから許可にならないよ。
事務局	経済産業省の許可は、このとおり出ているので。
1番 栗山委員	経済産業省の許可は、名前変えなければ取れないもの。
事務局	書類的には、揃っているの、受けざるを得ない。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番、番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第60号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
12番 久松委員	説明いたします。図面番号4番をご覧ください。



議 長	番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり同意することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	「議案第61号 農地改良協議書に対する同意について」は、原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第62号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	利用権設定の内容について説明いたします。9ページをお開きください。 今回利用権の設定は、全体で3件。面積は、5,410㎡です。3件、すべて新規で作物は、すべてレンコンとなります。 以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第62号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第62号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、設定の内容についてご説明いたします。 11ページの農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。
事務局	茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が2件、面積5,488㎡です。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議 長	議案第63号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

議 長	次に、「議案第64号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	13ページをご覧ください。 市長より、令和元年8月26日付けで農用地利用配分計画案の意見が求められています。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が2件、面積が5,488㎡です。 内容につきましては、議案第63号の農用地利用集積計画の公告と同時施行するための内容です。 これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が新たに受け手に農地を貸し付ける手続きの流れとなります。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議 長	議案第64号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第64号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さん、推進委員さんからご質問等ございましたらお願いします。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	次に、来月の総会は、10月10日(木)午後2時から予定しております。 なお、今回の事前調査員は、市川敏光委員、栗原進一委員、栗山千勝委員です。 日時は、10月2日(水)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、お手元に配布してあります資料のとおり、農地利用実態調査を行います。 調査には、農業委員さん、推進委員さんにもご協力をお願いすることになりますのでよろしくお願いいたします。 実施方法等、詳細は、お手元の資料により、担当者から説明いたします。
事務局	(資料説明を行う)
議 長	只今、資料の(案)について説明がありましたが、ご質問等ありませんか。
議 長	無いようですので、10月21日発送します。発送まで期間がありますが、委員さん方からも農家さんに周知していただくと回収率も上がると思われしますので、よろしくお願いいたします。
議 長	以上を持ちまして、第184回総会を閉会いたします。 長時間にわたり、慎重審議 大変ご苦労様でした。  (午後2時50分閉会)